

お客様各位

2021年1月14日  
近鉄バス株式会社

「緊急事態宣言発出」に伴う定期乗車券の特例払戻しについて

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和3年1月13日に**緊急事態宣言**が大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県他計11都府県に拡大されました。この宣言に伴い外出自粛を理由とした通勤・通学定期券の払い戻しのお申し出について、下記の方法でお取り扱いさせていただきます。

記

1. 対象となる定期券

通勤・通学定期乗車券

2. 払戻し条件

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とされる場合。
- (2) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

※上記（1）～（2）の条件にすべて該当する場合のみ払戻し対象となります。

3. 特例払戻し方法

- (1) 払いもどし申出日（有効期間満了の定期券を含む。）にかかわらず、1月13日以後の最後に利用された日を最終使用日とみなし、通常払戻し（所定の手数料を収受）をさせていただきます。

例：1月20日に「最終使用日が1月15日」と申告があった場合  
⇒1月15日を最終使用日とみなします。

- (2) 1月13日以前が最終使用日であっても、1月13日を最終使用日とみなして払戻しをさせていただきます。

例：1月20日に「最終使用日が1月10日」と申告があった場合  
⇒1月13日を最終使用日とみなします。

未使用であっても1月13日を最終使用日とみなします。

- (3) 払戻し手数料は500円になります。

4. 払戻取扱期間

令和3年1月14日～緊急事態宣言終了の翌月末まで

以上